

令和3年 第1回

仁木町議会定例会会議録

( 3日目 )

開議 令和3年3月16日(火)

閉会 令和3年3月16日(火)

仁木町議会

## 令和3年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

---

◆日 時 令和3年3月16日（火曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 議案第20号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 意見案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

日程第6 意見案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書

日程第7 意見案第3号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

日程第8 委員会の閉会中の継続審査

日程第9 委員会の閉会中の所管事務調査

## 令和3年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 会 令和 3年 3月16日（火） 午前 9時30分  
 閉 会 令和 3年 3月16日（火） 午前10時28分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

## 出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春  
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	菊 地 健 文
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	鹿 内 力 三	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	泉 谷 享
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 議 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月8日に引き続き、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月12日金曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項、まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、議案1件、計2件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2まではこれまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましても、3月8日に委員会付託された議案14件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4の補正予算につきましても即決審議でお願いいたします。日程第5から第7の意見書につきましても、先に決定のとおり進めます。日程第8・委員会の閉会中の継続審査、日程第9・委員会の閉会中の所管事務調査につきましても、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 報告第1号

#### 令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○予算特別委員長（野崎明廣）令和3年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明を申し上

げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和3年3月16日提出、令和3年度各会計予算特別委員会委員長 野崎明廣。記といたしまして、令和3年3月8日付託、付託事件につきましては、令和3年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第4号の条例改正、議案第5号ないし議案第13号の指定管理者の指定、議案第14号ないし議案第17号の令和3年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月12日付、横関議長あての委員会報告書でございます。令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第4号ないし議案第17号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

4ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計14件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページでございます。委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、並びに事務局出席者につきましては記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和3年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長ほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例改正、指定管理者の指定、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。

6ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第4号の仁木町国民健康保険税条例の一部改正の審査では、均等割から子どもを除外する考えについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第5号から第13号までの指定管理者の指定の審査では、管理者見積額の内訳、独自事業実施による効果と検証結果、施設修繕の考え方、へき地保育所保育士の給与水準、各施設における人件費の算出根拠、指定期間変更の理由、コロナ禍の影響による収入減の算出根拠などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第14号の一般会計予算の審査では、歳出で、職員研修事業の内容、子育て支援拠点施設建設事業の進捗状況、後志広域連合の役割、PCR検査に対する町補助の考え、スマート農業実証プロジェクト事業の概要、仁木町さくらんぼフェアの開催内容、ふるさと納税寄附見込額の算出根拠、緊急浚渫推進事業創設の経緯、町営住宅の入居状況、備蓄食料の配備状況、外国語指導助手の配置時期などについての質疑・確認があり、歳入では、財産貸付収入減額の理由などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第15号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第16号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、地方公営企業法適用移行に係る委託業務の内容などについての質疑・確認がありありましたが、討論はありませんでした。議案第17号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、制度改正により影響を受ける被保険者数などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、7ページでございます。決定事項でございます。議案第4号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第5号、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第6号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第7号、仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第8号、然別生活館の指定管理者の指定については、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。

議案第9号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第10号、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第11号、仁木町山村開発センターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第12号、農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第13号、仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第14号、令和3年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第15号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第16号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第17号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和3年3月12日、仁木町議会議長 横関一雄 様。令和3年度各会計予算特別委員会委員長 野崎明廣。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

---

#### 付託議案第4号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい

て』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第5号

### 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第6号

### 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告の

とおり、可決されました。

---

#### 付託議案第7号

##### 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第8号

##### 然別生活館の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第9号

##### 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』を採決します。



本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第10号

仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第11号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第12号

農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 付託議案第13号

#### 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 付託議案第14号

#### 令和3年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『令和3年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和3年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和3年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決され

ました。

---

#### 付託議案第15号

##### 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第15号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第16号

##### 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第16号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第17号

##### 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第17号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に

対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

#### 日程第4 議案第20号

##### 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第8号)

○議長(横関一雄)日程第4、議案第20号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第8号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは議案第20号でございます。

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第8号)。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1096万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2490万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は第2表 繰越明許費補正による。令和3年3月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)鹿内財政課長。

○財政課長(鹿内力三)議案第20号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1096万円を追加し、補正後の歳入合計額を43億2490万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、4款、衛生費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1096万円を追加し、補正後の歳出合計額を43億2490万8000円とするものでございます。

3ページ。第2表 繰越明許費補正、上段、1. 追加でございます。本事業につきましては、令和3年度に予算を繰越して使用するため、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないこととなっているものでございます。繰り越す予算につきましては、2款、総務費、1項、総務管理費、高度無線環境整備推進事業で、金額につきましては1億2407万1000円でございます。下段は2. 変更でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、金額は565万2000円から1928万2000円に変更するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、

町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が1269万9000円の増、一般財源が173万9000円の減となっています。

7ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、1269万9000円の追加でございます。令和2年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増です。

8ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては173万9000円の減額でございます。財政調整基金繰入金は、財源調整のための減です。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては92万9000円の減額でございます。高度無線環境整備事業を活用した光ファイバーなど、電気通信設備整備についての契約に伴う負担金減です。減額の予算は、全額を令和3年度に繰り越すものです。

10ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては1188万9000円の追加でございます。すべて新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正で、予防接種健康被害調査委員会の経費、担当職員の時間外手当、予防接種券に関する需用費などの経費、集団接種に係る委託料と、12ページ、自動車借上料などの経費の増、超低温冷凍庫を非常用電源設備がある余市協会病院に設置することになったことによる、蓄電池購入経費の減、予防接種台帳システムの改修負担金、北後志町村が共同で行う接種予約やワクチン在庫管理に要する負担金の増です。13ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）繰越明許費3ページですけれども、お伺いをしたいと思います。

今回、高度無線環境整備促進事業において繰り越しとなりましたが、工事着工予定と、その後の進捗状況としてはどのようになっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）光回線整備の工事着工のスケジュール的なものということでございますが、光回線の整備においてはですね、昨年8月公募申請ということで、総務省の方に、公募申請をNTTの方でしております。その後、本年の2月1日付けでNTTの方からですね、高度無線環境整備推進事業の補助金の交付決定を受けたという通知をいただいております。その間、今回この工事に当たっては、道内において104市町村の町村がこの工事を行うということで、現在、詳細な実施設計を行っているということで聞いてございます。そちら、終了予定については令和4年3月31日ということで、年度末、令和3年度一杯ということで状況を聞いておまして、この後、今現時点においてはですね、工事を進めるに当たって枝切りですとかも事前に必要になるということで、そういった部分の協力を依頼されている状況でございます。何月から工事に入るというところまでは、まだ聞いていないという状況でございます。完了自体は令和3年度中ということですが、いつから着工というところはまだ聞いてございません。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今のところは全くいつからやるということが、まだ目途が立っていないということで、

令和3年度、令和4年3月までに完成予定という形ということで、よろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議員が只今、お話いたしましたとおりですね、詳細な、いつの時期ということはまだ、連絡は入ってございません。設計が終わった段階で随時入っていくということのみでございまして、こちらの方としてもNTTからですね、情報が入り・変わり次第、連絡をいただくような形でやりとりをさせていただいておりますので、情報が入り次第お知らせができる部分はあろうかと思っております。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）なるべく、業者ともいろいろ進めていただきたいと思っております。

非常にこう「光」の入っていない地域においては、若い人たちが、この光に対して興味を持っている。興味というか、活用したいという方向性が非常に出ています。ぜひとも早急な形で、なるべく早く進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町といたしましてもそのように進めてまいりたいと思っております。

重要な町の基盤になるもの、産業生活基盤として、重要なものと考えておりますので、その辺を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横関一雄）他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）1点だけお聞きします。予算書12ページの自動車等借上料が、123万2000円とちょっと大きい額なんですけど、この借上げ理由等についてご説明願います。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）こちらの借上料につきましては、現在予防接種の接種体制を今整えている状況でありまして、仮に集団接種等が始まった場合に、どうしても移動困難な方等が出てくる可能性がございます。その際に、バスを借上げさせていただきまして、接種会場や医療機関等に対象者様をお運びするということが発生した場合のための予算とさせていただきます。ただし、バスでの移動となった場合、バスにたくさんの方が乗ってしまうと、やはり密になってしまうという状況がございましたので、乗せてお運びする方の人数よりも大きめのバスを借り上げるという予定で予算を立てさせていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）借り上げて利用される方への周知といいますか、連絡といいますか、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）こちらにつきましては、やはり町民の皆さまがどういった形で移動したら良いのかということが悩むところだと思います。

今、ワクチンの入手状況とか、医療機関等に入ってくるのがまだまだ限られた量でございまして、はっきりいつから集団接種等で移動するということが明確に決まっていない段階ではあるんですが、こちらにつきましては、接種会場での集団の人数の確保ですとかが整い次第実施する予定です。一応、令和3年度予算としまして、郵送等で個人通知の郵便料とかも予算を取らせていただいておりますので、日程が決まり次第、郵送等で個人にお知らせさせていただくことなどを考えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 意見案第1号

### 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第1号『選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の6ページです。意見案第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年3月5日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、木村章生議員です。意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、男女共同参画担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、意見案第1号『選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 意見案第2号

### 北海道への「核のごみ」持込みに反対する意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第2号『北海道への「核のごみ」持込みに反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第2号、北海道への「核のごみ」持込みに反対する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和3年3月5日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑をお願いします。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 場内、挙手するものあり ]

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。2番・木村議員。

○2番（木村章生）私は、この「核のごみ」について、まだまだ調査・研究が足りず、今回の意見書の提出については、まだまだ時期が早いのではないかという考えを持っておりますので、今回の意見書提出には反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、北海道への「核のごみ」持込みに反対する意見書について、賛成討論を行います。

道民の生命と暮らし、食の安心・安全を守り、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために「核のごみ」の持込みは受入れがたいとする北海道条例を遵守し、北海道を「核のごみ」の捨場にしないことを強く求めるものであり、寿都町と神恵内村においては、「核のごみ最終処分場」のための文献調査が開始されており、早期提出が不可欠と考えますので、本意見書に賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『北海道への「核のごみ」持込みに反対する意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 場内、起立多数 ]

○議長（横関一雄）「起立多数」です。したがって、意見案第2号『北海道への「核のごみ」持込みに反対



する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 意見案第3号

### 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第3号『米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・木村議員。

○2番（木村章生）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の10ページです。意見案第3号、米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年3月5日提出。提出者は私、木村章生。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第8『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第9 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第9『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

---

再 開 午前10時24分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和3年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決を賜り心より感謝申し上げます。また、この度の定例会開会直前から会期中にかけて、本町で新型コロナウイルス感染者が発生する事態が起き、議会対応につきましても議員の皆さま方にはご理解とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

今年は改選の年でありますので、本定例会が私にとりまして2期目最後の定例会となりますが、この間、議員の皆さま方をはじめ、多くの方々からご協力やご理解を賜り、時には叱咤激励の言葉を賜りましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

私自身、3月の定例会時期を迎えますと、いつも東日本大震災のことが思い出されます。2011年3月11日に発生しました東日本大震災から10年が経過した今、私たちは、過去の教訓から何を学び、どのように進歩したのかを改めて考えさせられます。この10年間、全国各地で多くの自然災害を経験し、今はコロナという目に見えない敵と戦いながらも歩みを止めることはありません。かつて戦後復興から高度経済成長にまで日本は歩を進めてきたように、大規模災害による震災からの復興や、コロナ禍による復興から新たな時代を築くためにも、この困難に打ち勝つことが必ずや次につながる礎になるものと信じて疑いません。地元で遊ぶことが出来ない福島の子どもたちが、毎年、夏休みや冬休み期間中に仁木町に訪れ、いろいろな体験を通じて思い出をつくり、喜んでいた顔が思い出されますが、コロナの影響で叶わず、あの子どもたちの心境を察すると、やり場のない思いが掻き立てられると同時に、再び本町へ訪れた際に、我々も笑顔で迎えられるような日が早く来ることを望むばかりであります。

さて、第35回町村議会広報コンクールにおきまして、仁木町議会広報紙「議会だよりにき」が令和2年

度町村議会広報表彰全国第3位に選ばれましたことは、大変喜ばしく、心からお祝いを申し上げる次第であります。また町の広報紙も、第67回北海道広報コンクール、町村の部において入選を果たすことが出来、町と議会の広報紙と一緒に評価を得ることが出来ましたことは、二重の喜びであります。このことを弾みに町民の皆さまが少しでも関心を持っていただけるよう、より一層努めてまいり所存であります。

結びになりますが、年度末に入り何かとご多用と存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、議員の皆さまがますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時28分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和3年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和3年3月5日～3月16日（12日間）

3日目 令和3年3月16日（火）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時28分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和3年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第4号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第5号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第6号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第7号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第8号 然別生活館の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第9号 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第10号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第11号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第12号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第13号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	R3.3.16	原案可決
	付託議案第14号 令和3年度余市郡仁木町一般会計予算	R3.3.16	原案可決
	付託議案第15号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R3.3.16	原案可決
	付託議案第16号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R3.3.16	原案可決
付託議案第17号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R3.3.16	原案可決	
議案 第20号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）	R3.3.16	原案可決
意見案 第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	R3.3.16	原案可決
意見案 第2号	北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書	R3.3.16	原案可決
意見案 第3号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書	R3.3.16	原案可決